

かじまる

2007

3

月号

平成19年 No.345

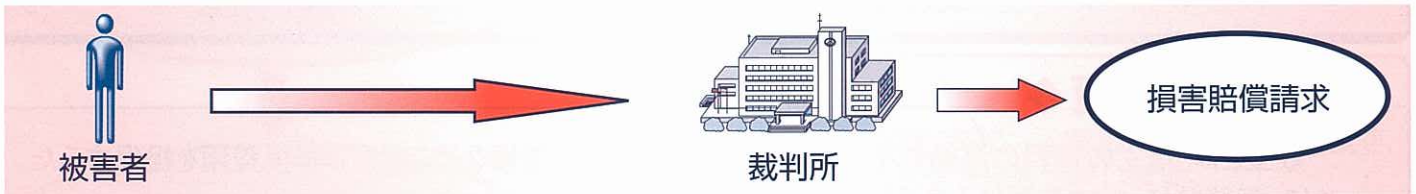
発行/沖縄県文化環境部県民生活課
電話(098)866-2187

平成19年6月7日施行

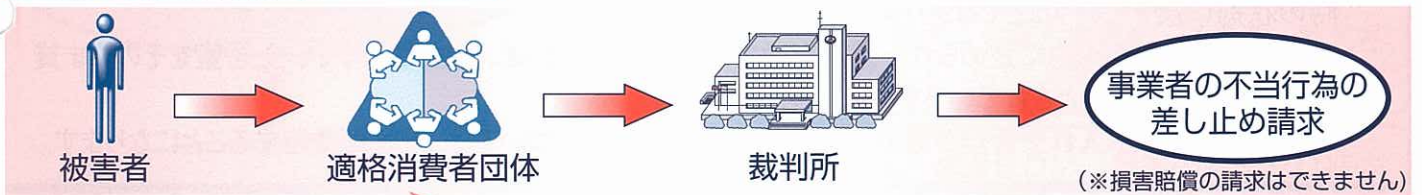
消費者団体訴訟制度がはじまります！

「消費者団体訴訟制度」とは、適格消費者団体が被害を受けた消費者にかわり、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為(不当な勧誘行為・不当な契約条項の使用)に対して「差止請求権」を行使できる制度です。

通常の訴訟のながれ



消費者団体訴訟のながれ



一定の基準を満たした消費者団体に対して国が認定します。

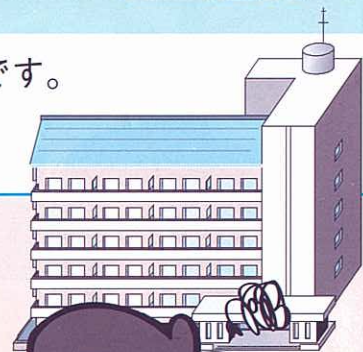
例えば「『この商品は糖尿病によく効く』と勧誘され、実際には効果のない健康食品を購入した」、「元本保証のない金融商品を『確実に値上がりする』と説明されて購入した」、「自宅で長時間勧誘され、帰ってほしいと伝えたが帰ってもらえず仕方なく契約した」など、消費者契約に関連した被害は多数あります。

これまで、このような被害を受けた個々の消費者について救済することはできましたが、同じような被害の広がりを防ぐことは困難でした。

「消費者団体訴訟制度」で、適格消費者団体が消費者にかわって訴訟を起こすことにより、消費者被害の発生・拡大を防ぐことが期待できます。

不動産賃貸借における注意点

住宅の賃貸借契約に伴う多くのトラブルは、入居時と退去時です。トラブルに遭わないためには、契約前の注意が重要です。



◆住宅を借りる時の注意点◆

入居前には、不動産広告と借りようとする部屋の状態・間取りなどを下見して確認することが必要です。その時には貸主もしくは仲介の不動産業者に立ち会ってもらい、入居前からある傷や汚れをチェックしておく心安心です。証拠として残すために日付入りで写真を撮ることも有効でしょう。

また、申込金などを渡したときに、重要事項説明書と賃貸借契約書(写)をもらい、退去時にどのような負担が伴うのか、入居に際してどのような条件があるのかなどを確認しておきましょう。

◆住宅を退去する時の注意点◆

住宅を退去する時には、借主は建物を元の状態に戻す原状回復義務があります。

しかし、通常の使用に伴って生じた畳、ふすま、家具の設置による床のへこみなどについては、借主が通常の使用の範囲を超えて破損・汚損した場合でない限り、そのまま貸主に返還すればよいとされています。

明渡しは、荷物を搬出し、清掃した後で、貸主・借主・業者の三者立ち会いで入居時に確認したチェック項目を元に、入居中に借主が壊し汚した箇所があるか、あればその範囲はどの程度かなどについて確認しましょう。

◆敷金の精算◆

敷金とは、借主の賃料の滞納や不注意による物件の損傷・破損などに対する修復費用を担保するために、契約時に、貸主に預け入れるものです。

借主は、退去時に物件の原状回復をする義務がありますが、ここでいう「原状回復」とは、完全に入居時の状態に戻すということではありません。

借主が、居室を契約に定められた方法で通常に使用していれば、借主は借りていた居室をそのまま貸主に返還すればよいとされています。

一方、借主の手入れや管理が悪かったための汚損や破損については、借主が負担することになります。

《破損・汚損等につき、貸主・借主の負担の一般的事例》

| 貸主が負担すべきと考えられるもの | 借主が負担すべきと考えられるもの |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| ●破損していない畳の裏返し・表替え | ●引っ越し作業でできたキズ |
| ●フローリングワックスがけ | ●カーペットに飲物等をこぼしたことによるカビ、シミ |
| ●家具の設置による床等のへこみ | ●クーラーから水漏れし、放置したことによる壁の腐食 |
| ●畳の変色、フローリングの色落ち | ●飼育ペットによる柱等のキズ |
| ●ポスターや絵画の跡等のクロスの変色 | ●日常の不適切な手入れや用法違反による設備の破損 |
| ●壁等の画びょう、ピン等の穴（下地ボードの張り替えが不要な程度のもの） | ●壁の釘穴、ねじ穴（下地ボードの張り替えが必要な程度のもの） |

製品事故を防止して安全・安心な生活を!!!

昨今のガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故など、製品事故が相次いだことを踏まえ、経済産業省では製品事故の再発防止を図るため、「消費生活用製品安全法」を改正し、消費生活用製品の製品事故に関する情報の報告や公表等の措置を新しく設けました。
(※平成18年12月6日に公布され、6ヵ月以内に施行されます。)

『消費生活用製品』とは？

「主として一般消費者の生活の用に供される製品」と定義されており、私たちの身の周りにある製品全般を指しますが、他の法律で規制されているものは除外されています。
(例：船舶、食品、添加物、消火器具、自動車、医薬品、化粧品、医療機器など)

重大製品事故発生

重大製品事故とは、

- 死亡事故
- 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）又は後遺障害事故
- 一酸化炭素中毒事故
- 火災（消防が火災として確認したもの）

製造事業者・輸入事業者の 事故報告

製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、発生の日から起算して10日以内に、当該消費生活用製品の名称、事故の内容などを分かる範囲で経済産業省に報告しなければなりません。

経済産業大臣による 公表

【第1ステップ】

報告から1週間以内に、①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を公表します。

【第2ステップ】

事故情報をさらに分析し、必要があると認めるときは、⑤製造事業者又は輸入事業者、⑥機種・型式名、⑦再発防止策などについて公表します。

経済産業大臣による 命令

報告徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造事業者及び輸入事業者に対して、安全でない製品の製造や輸入を禁止したり、回収するよう命令します。



※義務ではありませんが、消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者、設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

詳しくは経済産業省のホームページに掲載されています。
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

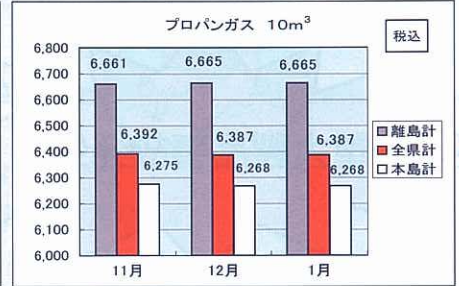
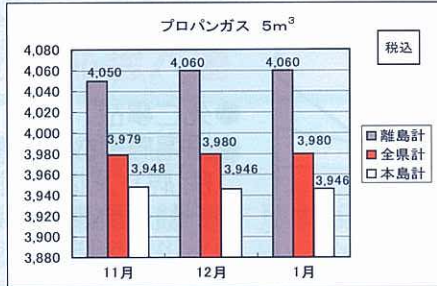
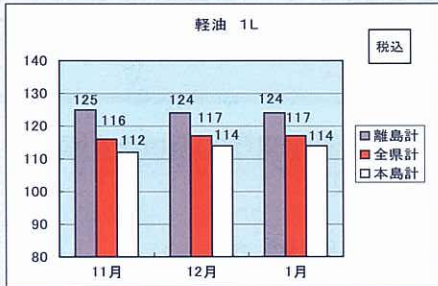
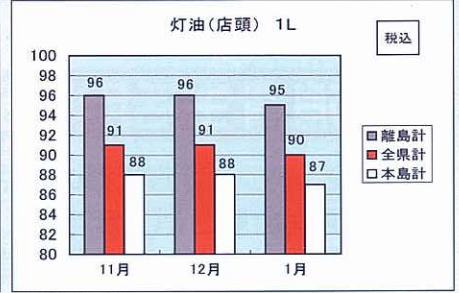
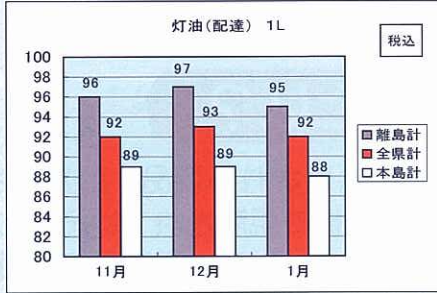
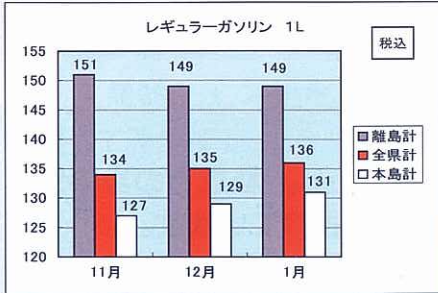
お買物ガイド

★消費生活推進員の調査結果から
詳細なデータが必要な方は、ご連絡下されば提供いたします。

【石油製品価格】

平成18年11月～19年1月

- ◎この表は、全41市町村を対象に消費生活推進員が調査したものの一部です。
- ◎値段には消費税を含みます。
- ◎プロパンガスは(基本料金+使用量)の価格です。
- ◎毎月15～18日の間に消費生活推進員が聴き取りによる調査を行います。



◆クーリング・オフ通知の記入例◆

「クーリング・オフ」とは、特定の取引について、契約書を受け取った日から一定期間は、消費者から一方的に契約を解除できる制度です。

(官製ハガキ表面)

切手

〇〇県〇〇市〇〇番地

×××株式会社

御中

(裏面)

●申込(契約)年月日

●商品名及び金額

私は、貴社との右記契約を解除します。

なお、支払額の〇〇円(支払い済み金額がある場合)は返金し、商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日

契約者本人の住所及び氏名

注意!

- ☆クーリング・オフは書面で行い、簡易書留か内容証明郵便を利用する。
- ☆コピーをとって手元に保管しておく。
- ☆クレジット契約をしている場合は、信販会社にも同様に書面で通知する。

※クーリング・オフするには、いくつかの条件が必要です。
詳しくは、県民生活センターまでお問い合わせください。

県の相談窓口

県民生活センター

TEL: 098-863-9214

県民生活センター宮古分室

TEL: 098-072-0199

県民生活センター八重山分室

TEL: 098-082-1289

〈相談時間〉 午前9時～正午、午後1時～4時、(月)～(金)

※土日・祝日・年末年始は休み